

第3回脳科学研究倫理審査委員会 議事録

1. 開催日時：平成19年11月7日（水） 14：00－16：00
2. 開催場所：JST戦略的創造事業本部 7階 特別会議室
3. 出席委員：杉下委員長、臼井委員、田中委員、内藤委員、二木委員、武藤委員、谷田部委員
(委員 50音順)

4. 議題

1) ERATO 浅田プロジェクト「センサスーツを用いた乳児抱っこ実験」

概要；(1) 母親による抱っこ実験

センサスーツを着用した母親に乳幼児人形、次に乳幼児を抱っこしてもらい、そのセンサデータを取得する。両者の差を求め、乳幼児側の応答に起因する要素を明らかにする。

(2) 母親以外の抱っこ経験の少ない女性による抱っこ実験

センサスーツを着用した上記女性に乳幼児人形、次に乳幼児を抱っこしてもらい、そのセンサデータを取得する。上記(1)との差を求め、母親側の働きかけに起因する要素を明らかにする。

(3) 乳幼児の触覚データ取得実験

乳幼児側の感じ方を直接計測・解析する方法を検討するため、乳幼児にセンサスーツを着せ、自発行動時、および母親による抱っこ時のデータを取得する。センサスーツが乳幼児の行動を変化させる度合も計測する。ただし、母親に注意深く監視してもらい、乳幼児が不快を感じる可能性がある場合はただちに中止する。

結果；本研究実施計画の実施を可とするにあたって、次の通りとする。

i) 下記の3点について申請書の修正あるいは資料の追加を行うこと。

- ① 研究の目的・意義やグループの研究の中での位置づけを明瞭にすること。
- ② 視覚が本実験に与える影響について調査・検討すること。
- ③ 委員会での以下の指摘事項について、申請書を修正すること。

- ・実験参加に関する同意書にある映像・画像の発表に際しては改めて使用への同意を必要とする旨の内容について、被験者が理解しやすい表現に改めること。
- ・事前アンケートに皮膚アレルギーのある方は、実験に参加できない旨を記載すること。
- ・センサスーツは、洗濯し、清潔に保たれているということを記載すること。
- ・「インタラクション」を別の一般的な言葉に置き換えること。

ii) 修正後の申請書・資料が適切であることが杉下委員長および二木委員により確認されること。

iii) 確認後、委員長から、「臨床研究に関する倫理指針」および「戦略的創造研究推進

事業（総括実施型研究）における脳科学研究に係る倫理の確保に関する達」に照らし、本研究実施計画の実施を可としても差し支えないことを理事長に答申する。

追記；

- i) 申請者より修正された申請書が提出された。（平成19年11月28日）
- ii) 二木委員より修正の了解があり（平成19年11月30日）、委員長により本研究計画の実施を可としても差し支えないと判断された。（平成19年12月6日）
- iii) 上記内容を理事長へ答申する。

以上

平成19年11月7日

脳科学研究倫理審査委員会の構成

委員長	杉下 守弘	財団法人脳血管研究所 教授
委員	浅川 茂樹	独立行政法人理化学研究所 安全管理部研究倫理課
委員	臼井 勲	独立行政法人科学技術振興機構 審議役
委員	田中 里枝	独立行政法人科学技術振興機構 岩田ヒト膜受容体構造プロジェクト 技術参事
委員	内藤 貞夫	内藤貞夫法律事務所 弁護士
委員	二木 宏明	埼玉工業大学大学院人間社会研究科 研究科長
委員	武藤 香織	東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター 准教授
委員	谷田部 雅嗣	日本放送協会 解説委員

(委員 五十音順)